

法務省札幌矯正管区更生支援企画課の広報誌「ほっかいどう矯正だより」第3号のテーマは、「**地方再犯防止推進計画**」です。

## 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和元年8月法務省作成）



法務省では、令和元年8月に「**地方再犯防止推進計画策定の手引き**」を策定しました。



「地方再犯防止推進計画策定の手引き」には、ということが書いてあるのですか？

「**地方再犯防止推進計画策定の手引き**」は、主に市町村における地方再犯防止推進計画の策定の際に参考としていただける標準的な手順や内容がまとめられたものです。

### 【「手引き」の内容①】

「地方再犯防止推進計画策定の手引き」より

#### 〈地方計画策定の流れ〉

- ① **国の再犯防止施策の実態等の把握**
- ↓
- ② **庁内横断的な体制の整備・協議**
- ↓
- ③ **計画策定委員会の設置・協議**
- ↓
- ④ **パブリックコメントの実施**
- ↓
- ⑤ **議会報告等**
- ↓
- ⑥ **公表**

#### 〈計画に盛り込むことが考えられる主な内容〉

##### 1 計画策定の趣旨等

- (1) 趣旨・目的 (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の期間 (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

##### 2 地域における再犯防止を取り巻く状況

地域における犯罪関係の統計データの年次推移、全国との状況と比較など。

##### 3 重点課題・成果指標

国の再犯防止推進計画に記載されている重点課題や成果指標を盛り込むなど。

##### 4 取組内容（※裏面をご覧ください）

##### 5 推進体制

定期的に計画の進捗状況の確認等を行うために、「〇〇市（町・村）再犯防止施策推進協議会」等の協議会を設置するなど。協議会の構成員は、計画策定委員会の構成員が引き続き就任することが考えられます。

### 【策定済み自治体の例①】 計画の位置付け

（札幌矯正管区更生支援企画課まとめ）

ここで、「手引き」から少し離れて、公表されている策定済み自治体の計画を見てみると、「計画の位置付け」は、主に次のように分けられます。

- ① **地方再犯防止推進計画 単独**の行政計画として策定されているもの。
- ② **地域福祉計画に内包**されているもの。
- ③ **その他の行政計画（人権施策、地域安全等）に内包**されているもの。



## 【「手引き」の内容②】取組内容の記載例



矯正に関する記載例を少しご紹介します。

### ○就労の確保

- ・「**コレワーク**や保護観察所と連携し、市町村内の企業経営者や企業担当者向けのセミナー・シンポジウム、広報誌等において、**犯罪をした者等を雇用することの意義や協力雇用主について周知**することを通じて、協力雇用主の開拓・確保に協力します。」
- ・**地域の課題解決や地域振興に向けた刑務作業の検討、協力**に努めます。

### ○保健医療・福祉サービスの提供

- ・「**矯正施設入所者のうち高齢者や障害者等の福祉的支援を必要とする者が**、出所前又は出所後に速やかに必要な保健医療・福祉サービス利用のための手続きが行えるよう、**矯正施設の指導や支援に協力**します。」

### ○学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

- ・「学校等の地域の関係機関及び団体における**非行の未然防止活動**の一層の充実を図るため、**法務少年支援センター（少年鑑別所）と連携・協力**関係の構築を進めます。」

### ○犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- ・「非行のある少年等の立ち直りを目的とした保護観察所や**少年院の社会貢献活動の実施に協力**します。」

「地方再犯防止推進計画策定の手引き」より

## 【策定済み自治体の例②】取組内容（矯正に関するもの）

（札幌矯正管区更生支援企画課まとめ）

- ・国の取組として、**矯正管区・コレワーク、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所）の取組を紹介**するもの（矯正関係者による**コラム**もあり）
- ・**矯正展**の後援、**矯正施設との連携**
- ・**矯正施設所在自治体会議**や**市町村再犯防止等推進会議**への参加などの記載が見られます。



矯正のことは、札幌矯正管区更生支援企画課に相談。

<例えば…>

地方計画策定に当たっての協力依頼等のご要望は、「**法務省 札幌矯正管区 更生支援企画課**」まで御連絡ください！



- 国の再犯防止施策の実態等の把握
- ・矯正における**再犯防止施策や制度、統計データ等**が知りたい！
- ・**庁内勉強会のメンバーに矯正職員も入ってもらいたい！**
- ・**矯正施設を見学**したい！
- 計画策定委員会の設置・協議**
- ・**計画策定委員会のメンバーに矯正職員も入ってもらいたい！**



## 【問合せ先】

### 法務省 札幌矯正管区 更生支援企画課

〒007-0801

北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL 011-783-5021（直通）

FAX 011-780-2207

メール：1.sapporokyousei.6cc@i.moj.go.jp

「地方再犯防止推進計画策定の手引き」、  
「策定済みの地方再犯防止推進計画のリンク」  
は、こちら（法務省HP内）

再犯防止対策

検索



札幌矯正管区フロントページもぜひご覧ください

札幌矯正管区HP

札幌矯正管区フロントページ

検索